



記入例

例Aから例Fまで、参考事例を示しております。  
この事例及びマニフェスト伝票を参考にして調査票(その2)を記入してください。

記入上の注意事項

- 本調査の対象廃棄物は、以下に示すものです。
  - ・貴事業所で発生した産業廃棄物
  - ・自ら再生利用した物、自社で処理を行わず他社に売却した物又は回収された物も対象とします。
 なお、事務所ごみや厨芥類等の事業系一般廃棄物については対象外です。
- 記入欄が不足と思われる場合は、あらかじめ用紙をコピーして、記入してください。
- 廃油(食用油等)について
  - ・ドラム缶の本数で把握されている場合は、1本=200リットル
  - ・一斗缶の本数で把握されている場合は、1本=18リットルとして換算してください。

- 発生した「廃棄物等の種類(①及び②)」と「③年間発生量」には、「脱水」や「焼却」等の中間処理を行う前のものをお答えください。ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答えください。
  1. 廃酸、廃アルカリを公共用水域(河川、公共下水道等)への放流を目的として中和処理した場合
    - 中和処理後の「汚泥」を発生量としてください。
  2. 含油廃水を油水分離した場合
    - 油水分離後の「廃油」と「汚泥」等を発生量としてください。
- 発生量等の単位は、できるだけトンでご記入ください。

**例A**  
入院患者の給食に使用した食用油が毎月一斗缶で5本程度発生している。  
年間の発生量は1,080ℓである(18ℓ×5本×12ヶ月分)。  
(株)△△に収集運搬を委託し、甲府市に処理施設を保有する〇〇油脂(株)に焼却処理してもらった。  
焼却後の燃え殻は10kgとなっており、埋立処分(県内)しているとのことである。

**例B**  
レントゲンフィルム(廃プラスチック)が年間で4トン発生している。  
その都度、自社の焼却炉で焼却している。  
焼却後の燃え殻0.1トンは、南部町にある△△(株)に埋立処分を委託している。  
残りのばいじん0.02トンは、昭和町にある(株)〇〇環境に埋立処分を委託している。

**例C**  
レントゲン定着廃液が年間400kg発生し、定期的に取りに来る新潟県の〇〇(有)に売却している。  
〇〇(有)では、廃液から銀を回収しているようである。  
レントゲン現像廃液も年間300kg発生し、同業者に処理を委託しており、業者で中和処理を実施している。  
中和処理で発生した汚泥20kgは、別の処分業者に処理を再委託している。

**例D**  
非感染性の廃プラスチックが年間で10トン発生した。  
甲州市内にある(株)〇〇産業に処理を委託し、焼却施設で中間処理後、焼却灰0.2トンを別の処理業者に埋立処分(県外)を委託している。

**例E**  
金属容器ごみが年間で30トン発生した。  
そのうち10トンは、中央市の〇〇鉄鋼(株)に売却し、鉄鋼材料として再生利用している。  
残りの20トンは、岐阜県の処分業者(有)△△産業に処理を委託した。(有)△△産業では破碎処理後、自社の埋立処分場(県外)に埋め立てている。

**例F**  
感染性廃棄物が年間に300ℓ発生し、自社で滅菌処理している。  
処理後物は、甲府市内の(株)〇〇〇〇に処理を委託している。  
(株)〇〇〇〇では、すべて焼却処理し、処理後の焼却灰10kgは自社の埋立処分場(県内)

別添の「廃棄物等分類番号表」を参照してください。

該当する単位の番号に、必ず〇をつけてください。

別添の「廃棄物等分類番号表」を参照してください。

中間処理後の廃棄物が微量な場合は、「0」を記入してください。

委託している会社の本社や事務所、営業所の場所ではなく、処理等が行われている場所の地域番号を、別添の「地域番号表」を参照し、記入してください。

委託先で中間処理(⑧でF~Wの場合)された後の量を記入してください。

委託先で中間処理(⑧でF~Wの場合)された後の処理状況を記入してください。

	I 事業所での廃棄物等の発生状況						II 事業所での自己中間処理状況						III 事業所での自己中間処理以外の処理状況																		
	① 廃棄物等の種類 (具体的な名称)	② 廃棄物等の 分類番号 (別紙参照)	③年間発生量(中間処理前量)				④処理方法 番号(A~J)	⑤処理後の 廃棄物等の 分類番号 (別紙参照)	⑥自己中間処理後量				⑦ 処理主体 (0~8)	⑧処理方法 番号(A~W)	⑨ 処分、再生利用又は売却先の名称及び電話番号	⑩ 処分先の 地域番号 (別紙参照)	⑪委託中間処理後量(記入任意)			⑫ 処理後物の 処理主体 (0~8)	⑬ 処理後物の 処理方法(A~ K)	⑭ 資源化の 用途(a~ n)									
		百	十	千	百	十	1次	2次	3次	百	十	千	百	十		1次	2次	3次	百	十	千	百	十	以下	単位 (番号に〇)						
例A	1 食用油	0312			1	0	8	0							6	F	〇〇油脂(株) (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	0	1				1	0	1 t 3 m <sup>3</sup> 2 kg 4 ℓ	2	6	エ			
例B	2 レントゲンフィルム	0610						4							6	C	△△(株) (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	0	3					1 t 3 m <sup>3</sup> 2 kg 4 ℓ							
	3						1	8	0			0	0	2		C	(株)〇〇環境 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	0	1					1 t 3 m <sup>3</sup> 2 kg 4 ℓ							
例C	4 レントゲン定着廃液	0400			4	0	0								8	A	〇〇(有) (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	6	5					1 t 3 m <sup>3</sup> 2 kg 4 ℓ					a		
	5 レントゲン現像廃液	0500			3	0	0								6	L	〇〇(有) (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	6	5			2	0	1 t 3 m <sup>3</sup> 2 kg 4 ℓ	2	6	キ				
例D	6 廃プラスチック	0610					1	0							6	F	(株)〇〇産業 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	0	2			0	2	1 t 3 m <sup>3</sup> 2 kg 4 ℓ		6	オ				
例E	7 金属容器ごみ	1200						1	0						2	A	〇〇鉄鋼(株) (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	0	1					1 t 3 m <sup>3</sup> 2 kg 4 ℓ					a		
	8 //							2	0						6	R	(有)△△産業 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	7	1			2	0	1 t 3 m <sup>3</sup> 2 kg 4 ℓ		6	オ				
例F	9 感染性廃棄物	8009			3	0	0								6	F	(株)〇〇 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	0	1			1	0	1 t 3 m <sup>3</sup> 2 kg 4 ℓ	2	6	エ				

破碎処理など、処理後も種類が変わらないものは処理前(②)と同じ分類番号を記入してください。

中間処理後の残量を記入してください。また、該当する単位の番号に必ず〇を付けてください。

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認し記入してください。また、不規則の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入してください。

【廃棄物等分類番号表】

種 類		分類番号	具体例
燃え殻	燃え殻	0100	石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、炉掃出物、煙道・煙突に付着推積したすす、クリンカなど 【注：可燃ごみなど自社で焼却処理した場合は、「燃え殻」ではなく、焼却する前の廃棄物の種類で記入してください。】
	廃活性炭・廃カーボン	0101	廃活性炭、廃カーボン
	水銀含有燃え殻	6603	水銀を15mg/kgを超えて含有する燃え殻
	有害物質を含む燃え殻	0109	有害物質の判定基準を超えるもの
汚 泥	有機性汚泥	0210	検査室や実験室などの排水処理施設から発生する汚泥、その他泥状の有機性廃棄物(し尿を含む浄化槽汚泥を除く)
	無機性汚泥	0220	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、建設高含水率汚泥、ペントナイト汚泥、上水汚泥、道路側溝汚泥など
	水銀含有汚泥	6724	水銀を15mg/kgを超えて含有する汚泥
	有害物質を含む汚泥	0209	有害物質の判定基準を超えるもの(指定下水汚泥、ドライクリーニング汚泥など)
廃 油	一般廃油(鉱物油)	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料など
	一般廃油(動植物油)	0312	入院患者の給食に使った食用油(天ぷら油など)
	廃溶剤	0320	アルコール類、ケトン、洗浄油など
	固形油	0330	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステルなど
	油でい	0340	油分の含有量が5%以上の汚泥などで直接埋立処分できないもの(タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカムなど)
	油付着物等	0350	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニスなど
	揮発油類	0308	揮発油類(ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど)
	有害物質を含む廃油	0309	有害物質の判定基準を超えるもの
廃 酸	廃 酸	0400	酸性を示す液状物(エッチング廃液、レントゲン定着廃液、ホルマリンなど)
	水銀含有廃酸	6804	水銀を15mg/kgを超えて含有する廃酸
	強酸性廃液	0408	PH2.0以下の廃液
	有害物質を含む廃酸	0409	有害物質の判定基準を超えるもの
廃アルカリ	廃アルカリ	0500	アルカリ性を示す液状物(脱脂廃液、レントゲン現像廃液、検査廃液など)
	水銀含有廃アルカリ	6903	水銀を15mg/kgを超えて含有する廃アルカリ
	強アルカリ性廃液	0508	PH12.5以上の廃液
	有害物質を含む廃アルカリ	0509	有害物質の判定基準を超えるもの
廃プラスチック類	廃プラスチック	0610	合成樹脂の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、発泡スチロール、プラスチック容器、その他の合成樹脂製のものなど
	廃タイヤ	0620	廃タイヤ
木くず		0802	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材
ゴムくず		1100	天然ゴムくず(ゴムくず、エポナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム版くずなど) 【注：合成ゴムは廃プラ類に該当します。】
金属くず		1200	切粉、ショットプラスト(金属のみがきに使用したものに限る)、スクラップ、ブリキくず、トタンくず、空き缶、銅くず、アルミくずなど

【廃棄物等分類番号表】

種 類		分類番号	具体例
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず	1301	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン、アンプルなど
	陶磁器くず	1302	ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のものなど
ばいじん	ばいじん	1800	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダストなど
	水銀含有ばいじん	6502	水銀を15mg/kgを超えて含有するばいじん
	有害物質を含むばいじん	1809	有害物質の判定基準を超えるもの
感染性廃棄物		8009	医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物であって汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等であるもの(血液、血液製剤、血液等が付着した手術用手袋、使用済みの注射器・注射針、メス、実験・検査に使用した培地、脱脂綿など)
シュレッターダスト	シュレッターダスト	9010	廃電気機械器具の破砕物
	有害物質を含むもの	9019	有害廃電気機械器具の破砕物
その他	廃機械器具(家電リサイクル以外)	9020	家電リサイクル法の対象機器(エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫)を除く廃機械器具
	水銀使用産業廃棄物	6417	水銀使用蛍光管、水銀使用医薬品・農薬、水銀回収義務付け品、その他水銀使用産業廃棄物
	廃バッテリー	9030	廃バッテリー
	特定有害廃水銀等	5108	特定施設において生じた廃水銀等

注)      は特別管理産業廃棄物

